

件名

保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(連結の範囲)</p> <p>第一条 保険会社の経営の健全性を判断するための基準として            保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準            (保険会社及びその子会社等(保険業法(平成七年法律第            百五号。以下「法」という。))第百十條第二項又は第二百七            十一條の二十四第一項に規定する子会社等を用いる場合に限る            。)に係る法第百三十條各号に掲げる額を用いる場合に限る            。)並びに保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を            判断するための基準として当該保険持株会社の子会社(法第            二條第十二項に規定する子会社をいう。以下この項において            同じ。)である保険会社における保険金等の支払能力の充実            の状況が適当であるかどうかの基準(次項及び次條第三項に            おいて「連結ソルベンシー・マージン比率」という。)は、            連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合におい            て、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及            び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号            。以下「連結財務諸表規則」といい、<u>第五編及び第六編を除            く。</u>)に基づき作成することとする。ただし、保険会社又は            保険持株会社が法第百六條第一項第一号から第十二号まで、            第十七号及び第十八号又は第二百七十一條の二十二第一項第            一号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる会社            を子会社としている場合における当該子会社(次項及び第三            條第一項第二号イにおいて「金融子会社」という。)につい            ては、連結財務諸表規則第五條第二項の規定を適用しないも</p>	<p>(連結の範囲)</p> <p>第一条 保険会社の経営の健全性を判断するための基準として            保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準            (保険会社及びその子会社等(保険業法(平成七年法律第            百五号。以下「法」という。))第百十條第二項又は第二百七            十一條の二十四第一項に規定する子会社等を用いる場合に限る            。)に係る法第百三十條各号に掲げる額を用いる場合に限る            。)並びに保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を            判断するための基準として当該保険持株会社の子会社(法第            二條第十二項に規定する子会社をいう。以下この項において            同じ。)である保険会社における保険金等の支払能力の充実            の状況が適当であるかどうかの基準(次項及び次條第三項に            おいて「連結ソルベンシー・マージン比率」という。)は、            連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合におい            て、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及            び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号            。以下「連結財務諸表規則」といい、<u>第七章及び第八章を除            く。</u>)に基づき作成することとする。ただし、保険会社又は            保険持株会社が法第百六條第一項第一号から第十二号まで、            第十七号及び第十八号又は第二百七十一條の二十二第一項第            一号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる会社            を子会社としている場合における当該子会社(次項及び第三            條第一項第二号イにおいて「金融子会社」という。)につい            ては、連結財務諸表規則第五條第二項の規定を適用しないも</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 「略」 のとずる（当該規定を適用しないことが困難である場合を除く。）。</p>
	<p>2 「同上」 のとずる（当該規定を適用しないことが困難である場合を除く。）。</p>